

## 懸賞金付自由金利型定期預金（自動継続M型）規定（店頭販売）

この預金は本規定を含む当金庫所定の規定、および懸賞金付定期預金募集要領によりお取り扱いさせていただきます。

### 1.（懸賞金の抽選権）

この預金には1口（10万円）につき1本の懸賞金抽選権をおつけいたします。但し、後記2.（5）の事由で自動継続が停止された場合、自動継続停止以降の新たな抽選権は付与されません。

### 2.（自動継続）

- （1）この預金は、定期預金証書（以下、「証書」という）表面記載の満期日に店頭に表示された懸賞金付定期預金募集要領をご承認いただいたものとして前回と同一の期間の懸賞金付自由金利型定期預金（自動継続M型）に自動的に継続いたします。その後に継続する場合も満期日を基準として同様にお取り扱いいたします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率となります。ただし、この預金の募集・継続を中止（以下、「募集中止」という）した場合の継続後の利率については、後記5.（2）によりお取り扱いいたします。
- （3）継続後の懸賞内容は継続時の募集要領によりお取り扱いいたします。
- （4）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をご連絡ください。このご連絡があったときは、この預金は満期日以後にお支払いいたします。
- （5）次の各号に掲げる事由が生じている場合には自動継続処理を停止いたします。
  - ① 当該預金に対し差押等が生じているとき
  - ② 当該預金名義人につき相続が発生しているとき
  - ③ 利払い入金先口座が解約される、又は利息を元加した結果当該預金金額が1000万円を超える等、自動継続処理が行えないとき
  - ④ 当金庫がお客様と他に合意している規定や約定により、自動継続処理を停止しているとき

### 3.（抽選番号）

- （1）抽選番号は証書表面記載の通りといたします。
- （2）満期継続以後の抽選番号はコンピューターで自動採番し、採番された抽選番号は当金庫より書面でお知らせいたします。なお、お手元の証書を店頭にお持ちいただいた場合は、証書上の「ご継続の明細」欄に抽選番号を記載いたします。

### 4.（当選のお知らせ）

証書表面記載の抽選番号又は満期継続以後に採番された抽選番号が当選した場合は、下記の方法でお知らせいたします。

#### （1）元加式

当選した場合は当金庫より当選者宛に書面でお知らせいたします。

(2) 利払式

1口座内に1等または2等の当選があった場合は、当金庫より当選者宛に書面でお知らせいたします。

1口座内の当選がお楽しみ賞またはお年玉賞のみの場合は、指定口座への入金をもってお知らせに代えさせていただきます。

**5. (募集中止後のお取扱)**

(1) 当金庫の都合で「募集中止」をする場合は、「募集中止」の旨を店頭に表示してお知らせするとともに、当金庫より書面でお知らせいたします。

(2) この場合、事前にご連絡のないかぎりこの預金は満期日(継続をしたときはその満期日)に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)に自動的に継続のお取扱いをいたします。継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用させていただきます。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによりお取扱いいたします。

**6. (証券類の受入れの禁止)**

この預金は、小切手その他の証券類で受入れることはできません。

**7. (利息)**

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率(継続後の預金については前記2.(2)の利率、募集中止後の預金については前記5.(2)の利率)によって計算し、満期日にお支払いいたします。

(2) この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へご入金するか、または満期日に元金に組入れて継続いたします。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともにお支払いいたします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算いたします。

(4) この預金を第11条第1項、第3項または第4項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときはその継続日)から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。

① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満・・・・証書表面記載(継続後の預金については前記2.(2)、募集中止後の預金については前記5.(2))の利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算いたします。

(6) 税金

① この預金の利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金が

かかります。

※ 2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。

② マル優利用の場合は税金はかかりません。

## 8. (懸賞金)

(1) 証書表面記載の抽選番号、又は採番された抽選番号が当選したときは、店頭表示された募集要領記載の懸賞金をお支払いいたします。

① 利払式定期預金は当金庫が指定した日以降に予め指定を受けた指定口座へご入金いたします。

② 元加式定期預金は当選金支払請求書に署名（または記名）の上、当該定期預金の届出印章による捺印をいただきます。

(2) この懸賞金は、お客様によるお支払手続が抽選日の翌日以降5年間ない場合には失効いたします。

(3) 懸賞金には20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。

※ 2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る懸賞金には復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。

懸賞金はマル優の対象ではありません。

(4) この懸賞金は、預金保険制度の保護対象外となります。

## 9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第4項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一つでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 10. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

- (4) 当金庫は、預金口座が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性があるかと判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性があるかと判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただくことがあります。

### 11. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金口座は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書または、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店または、当金庫本支店に提出してください。ただし、当店以外での解約または書替継続については個人のお取引で口座名義人ご本人様ご来店しご本人様の確認ができる場合に限りです。また、当店以外での解約は現金支払額500万円（ただし、他口座への振替支払あるいは振込み資金等の払戻しは除きます。）を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印影との照合手続きが可能な口座にかぎりです。
- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合
  - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第10条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
  - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
  - ⑥ 第10条第1項および第2項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
  - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し

た場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

カ. その他アからオに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他前アからエに準ずる行為

(5) 第3項または第4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書と届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

## 12. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 証書を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

### 13. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 14. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) この預金、証書、懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることができません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりお取扱いいたします。
- (3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力はこの預金に付属する懸賞金抽選権または懸賞金等にも及ぶものとしてお取扱いいたします。

### 15. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店にお届けください。
- (5) 前4項のお届けの前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様となります。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものといたします。
  - ① 相殺通知は書面によりお届けください。預金証書は届出印を押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。
  - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺させていただきます。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺させていただきます。

- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当させていただきます。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定させていただきます。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとさせていただきます。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用させていただきます。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等のお取扱いについては、当金庫が負担させていただきます。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用させていただきます。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとさせていただきます。

#### 17. (規定の変更)

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上